

## **第5章 計画の推進と進行管理**

**第1節 計画の推進体制**

**第2節 広報・啓発活動の推進**

**第3節 計画の進行管理**

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

## 第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

### 1 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと、「第2次光市総合計画」や「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画の進捗状況等の把握に努めるとともに、整合性を図りつつ、本計画を推進します。

### 2 関係機関との連携と協働

計画の推進にあたっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・特定非営利活動法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点にたって、総合的に推進します。

### 3 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

## 第2節 広報・啓発活動の推進

さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通した障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリーを進めるため、広報・啓発活動を推進します。

### 第3節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、障害のある人やその家族をはじめ、事業者や教育、雇用等のさまざまな分野で構成される、光市地域自立支援協議会において、共生社会の実現に向けた施策の取組みや、実施状況の確認を行い、総合的かつ計画的に推進します。また、第5期障害福祉計画の進捗管理については、サービス見込量の達成状況や地域生活への移行及び一般就労への移行の状況等の管理を行うとともに、意見の聴取を行い、推進に向けた取組みを検討します。



## 資料

## 参考資料

### 1 策定経過

#### (1) 光市障害者福祉基本計画等策定協議会開催状況

障害のある人等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者からの意見等を反映するため、光市障害者福祉基本計画等策定協議会を設置し、計画の策定などについて協議を行いました。

第 1 回	平成 29 年 8 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次光市障害者福祉基本計画及び第 5 期障害福祉計画策定方針について</li> <li>・計画策定スケジュールについて</li> <li>・アンケート調査の実施について</li> <li>・障害福祉サービス等の現状報告（第 4 期サービス見込量との比較）</li> </ul>
第 2 回	平成 29 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関するアンケート調査の結果報告について</li> <li>・骨子案について</li> </ul>
第 3 回	平成 30 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次光市障害者福祉基本計画及び第 5 期光市障害福祉計画（案）中間報告について</li> </ul>
第 4 回	平成 30 年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次光市障害者福祉基本計画及び第 5 期光市障害福祉計画（案）について</li> </ul>

#### (2) 福祉に関するアンケート調査

障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

	障害のある人	障害のある人
調査対象	障害者手帳所持者（平成 29 年 8 月 1 日現在 2,649 名）の中から 500 名	光市に住民登録のある 18 歳以上の人の中から、障害者手帳所持者を除き 1,000 名
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送によるアンケートの配布・回収	
調査期間	平成 29 年 9 月 13 日～27 日	
回答者	254 人	385 人
回答率	50.8%	38.5%

(3) 第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

市民の皆様のご意見・ご提言を、より反映させた計画とするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集しました。

案件名	第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画（案）に対する意見について
募集期間	平成29年12月19日～平成30年1月19日
提出件数	0件

## 光市障害者福祉基本計画等策定協議会設置要綱

平成29年6月9日

告示第74号

### (設置)

第1条 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第7項の規定に基づき、有識者等の意見を幅広く聴取するため、光市障害者福祉基本計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、計画の策定に関し、提言及び提案を行うものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 福祉従事者
- (4) その他関係団体関係者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 社会教育団体関係者
- (7) 公募により選出された者
- (8) その他市長が必要と認める者

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聞くことができる。

### (設置期間及び任期)

第6条 協議会の設置期間は、計画の策定が完了するまでとする。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月9日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第6条第1項に規定する日限り、その効力を失う。

## 光市障害者福祉基本計画等策定協議会委員

区分	氏 名	役 職 名
学識経験者	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
	西 川 麻里子	元小学校教諭（地域コーディネーター）
障害者関係団体	齊 藤 勉	光市身体障害者相談員
	末 本 恵美子	光市視力障がい者協会会长
	中 原 健 次	光市肢体不自由児者父母の会会长
	木 村 武 士	光市手をつなぐ育成会会长
	田 中 紘 子	周南さわやか家族会会长
福祉従事者	國 澤 宗 巍	障害者支援施設ひかり苑施設長
	室 本 好 重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
	岩 佐 光 恵	NPO 法人「虹のかけ橋」理事長
	塙 亮 次	大和あけぼの園施設長
その他関係団体	西 川 公 博	光市社会福祉協議会会长
	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会长
行政機関	瀬 田 秀 樹	下松公共職業安定所雇用指導官（11月30日まで）
	藤 井 浩 子	下松公共職業安定所雇用指導官（12月1日から）
	吉 野 健	周南健康福祉センター保健福祉企画室長
社会教育団体関係者 (人権に関する有識者)	堀 歳 子	光市更生保護女性会会长
	小 川 善 昭	光・下松保護区保護司会会长
公募	藤 原 博 子	
	須 磨 千恵子	

第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画

発行日：平成30年3月

発 行：山口県光市

編 集：光市福祉保健部福祉総務課

〒 743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」

TEL 0833-74-3001